

副
本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原 告 柏村 忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

答 弁 書

平成17年1月25日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-6-4 虎ノ門11森ビル3階

伴法律事務所(送達場所)

被告両名訴訟代理人弁護士 伴 義 

電話 03-3501-5591

FAX 03-3501-5593

上記復代理人弁護士 堀内 徹 

被告茨城県知事指定代理人 吉添 裕 

伊藤 敦 史 

清水 洋 

島津 直 

藤咲 和 

渡辺 正 

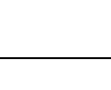
大江 韶 

青山 端 

被告茨城県公営企業管理者指定代理人 

長谷川 和 

沼田 芳 

飯田 義 

宮田 憲 

(本案前の答弁)

第1 本案前の答弁の趣旨

- 1 請求の趣旨第2項の請求に係る訴え（被告茨城県公営企業管理者に対し怠る事実の違法確認を求める訴え）並びに請求の趣旨第3項のうち（2）及び（3）の請求に係る訴え（被告茨城県知事に対し水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求める訴え）をいずれも却下する
- 2 前項の各訴えに係る訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第2項について

(1) 地方自治法242条の2第1項は、普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をした場合において、裁判所に対し住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって同項1号ないし4号に掲げる請求をすることができる旨規定し、同項3号は、「当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求」と規定している。

ここでいう「当該怠る事実」とは、地方自治法242条1項に掲げる「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」であり、また、「財産の管理を怠る事実」にいう「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金」であるとされている（地方自治法237条1項）。

そして、原告らは、請求の趣旨第2項において、被告茨城県公営企業管理者は八ッ場ダム使用権設定申請を取下げる義務があるのにその行使を違法に怠っているとして、その違法確認を求めていたが、その請求の根拠は、ダム使用権設定の申請をして設定予定者となつたことをもって「ダム使用権の設定を受けるべき地位」であるとし、その地位を「財産」と構成して、その「財産（ダム使用権の設定を受けるべき地位）の管理を怠る事実」の違法確認の

請求であると主張している（請求の原因第7項4行目、20頁）。

しかし、「ダム使用権」は確かに物権とみなされてはいるが（特定多目的ダム法20条），この権利は国土交通大臣がダム使用権の設定予定者にその設定をしたときに発生するものであって（同法17条），本件のようにダム使用権設定の申請をしただけでは単に設定予定者としての地位にとどまるものであるため、「公有財産」に当たることはあり得ず、また、ダム使用権の設定予定者に生じる権利義務（同法4条4項、7条等）は金銭の給付等を目的とする権利ではないから、「債権」に当たることもあり得ない。さらに、ダム使用権の設定予定者としての地位が、「物品」又は「基金」でないことは明らかである。

したがって、原告らの主張する「ダム使用権の設定を受けるべき地位」なるものは「財産」に当たらないから、本件の財産の管理を怠る事実（八ヶ場ダム使用権設定申請を取り下げない事実）の違法確認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

(2) また、地方自治法242条1項にいう「財産の管理」とは、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」であるとされている（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁。その他、多くの同種の裁判例がある。）。

仮に本件において、原告らのいう「ダム使用権の設定を受けるべき地位」が「財産」に当たるとしても、ダム使用権設定申請を取り下げるか否かは利水行政上の見地からする行為（判断）であって（特定多目的ダム法15条1項、2条1項等）、財務会計上の「財産の管理」には当たるものではない。

したがって、この点からも、本件の財産の管理を怠る事実（八ヶ場ダム使用権設定申請を取り下げない事実）の違法確認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

2 請求の趣旨第3項の(2)及び(3)について

地方自治法242条の2第1項1号は、「当該執行機関又は職員に対する当該行

為の全部又は一部の差止めの請求」と規定している。この1号の差止請求訴訟は、地方公共団体の違法な財務会計行為を事前に防止することによって、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものとされている。

そして、原告らは、請求の趣旨第3項の（2）及び（3）において、被告茨城県知事に対し「水源地域整備事業の経費負担金」及び「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」の支出の差止めを求めているが、両負担金はいずれも茨城県公営企業管理者が支出するものであって、茨城県知事が支出するものではない。

したがって、被告茨城県知事は、本件においてその適否が問題とされている「水源地域整備事業の経費負担金」及び「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金」の支出を行わないから、その各負担金の支出の差止めを求める訴えは、いずれも不適法であり却下を免れない。

(本案に対する答弁)

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

八ッ場ダム建設事業の概要の説明とともに、おって答弁する。

以上